

八王子市立浅川小学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

〈国〉いじめ防止対策推進法 (H25)
いじめ防止等のための基本的な方針 (H29 改定)
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (H29)
不登校重大事態に係る調査の指針 (H28)
〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例 (H26)
東京都いじめ防止対策推進基本方針 (H26)
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】(R3)
〈市〉いじめを許さないまち八王子条例 (H29)
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針 (R3.2 月改定)

八王子市立浅川小学校 いじめ防止基本方針

- ◎「いじめには 未然防止に 力入れ
起きたらみんなで 解決図ろう」
- ◎令和7年度の重点項目
いじめ等の早期発見と早期対応を、組織的に確実に実施する。

令和7年度はいじめの防止等に向けた課題

- ・児童からの訴えを受け止める体制の構築
- ・児童の言動等からの初期段階のいじめの察知
- ・いじめの定義の正しい理解に基づいた認知
- ・「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的な対応と記録
- ・重大事態につながらないための、関係機関との連携

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- ◆開催日 毎週火曜日 14時45分から
- ◆構成員 校長、副校長、生活指導主任、いじめ対策委員長、学年主任、養護教諭、SC 他
※いじめ対策委員長が対策委員会のコーディネーターを務める。
- ◆役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し等

いじめ対応の流れ

- ①アンケート、児童・保護者からの情報、教職員の気付き 等
- ②学年会等を随時開催し、複数で検討する
- ③学校いじめ対策委員会(定例・臨時)の実施
- ④事案の聞き取り・調査→いじめの認知→対応方法の協議、役割分担
- ⑤対応と報告、関係機関への報告・相談
- ⑥見守り・フォローアップ → 解消へ

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 2日(水)「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 4月 11日(金)～5月2日(金)
いじめ研修動画、デジタルリーフレット等を視聴しての研修
- 8月 28日(木)「重大事態の理解と対応」
- 1月7日(水)「いじめへの組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組など

いじめの防止等に関わる授業

- ◆特別の教科 道徳
A 善悪の判断、自立、自由と責任
B 新設、思いやり 感謝 友情、信頼 相互理解、寛容
C 公平、公正、社会正義
D 生命の尊さ
- ◆学級活動 年間3時間以上、関連する授業を行う。
- ◆インターネットを通じて行われるいじめの防止
(セーフティー教室、メディアリテラシー教育)

SOS の出し方に関する授業

- ◆体育(保健)
・心の発達及び不安や悩みへの対処(5・6年)
・健康な生活についての理解(3・4年)
- ◆学級活動(2)
・よりよい人間関係の形成
・心身共に健康で安全な生活態度の形成
- ◆SC の活用
- ◆DVD 教材「自分を大切にしよう」を活用し、6年生で
SOS の出し方に関する授業を行う。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ◆6月2日(月)校長による「いのちの大切さ」についての講話を行う。
- ◆同日に各学級で道徳を行い、「生命尊重」についての授業を行う。
- ◆同日に専科の授業でも、「いのちの大切さ」に触れた授業を行う。

児童の自己肯定感を高める取組

- ◆多様な他者と協働し、自他を認め合い、支持的学級風土をつくる。
・総合的な学習の時間 ・たてわり班活動
・クラブ活動 ・委員会活動 ・学級活動(3)
・主体的・対話的で深い学びの実現(各教科等)
- ◆達成感や充実感を味わったり、困難な状況を乗り越えたりする体験を行う。
・学校行事 ・キャリアパスポートの活用

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で、学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で、学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所や SSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ、相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。